

別添資料

■田園集落地区計画の変更 ※都市計画法に基づき、既に指定している田園集落地区計画の区域の一部を除外します。  
ha

地域	名称	主な所在地	面積	都市計画の見直しの概要
岩瀬	田園集落南飯田第1地区計画	中里、入野、門毛、南飯田、間中、平沢及び亀岡の各一部	147.7	安全・安心なまちづくりを推進するため、土砂災害警戒区域(地すべり)における災害危険性の高い区域約3.7haを除外します。
大和	田園集落大和第1地区計画	大和玉、高久及び金敷の各一部	114.2	安全・安心なまちづくりを推進するため、洪水浸水想定区域における災害危険性の高い区域約0.2haを除外します。
	田園集落雨引第4地区計画	阿部田及び高久の各一部	39.4	安全・安心なまちづくりを推進するため、洪水浸水想定区域における災害危険性の高い区域約0.4haを除外します。
真壁	田園集落真壁第3地区計画	真壁町塙世、真壁町亀熊、真壁町源法寺、真壁町原方及び真壁町細芝の各一部	245.3	安全・安心なまちづくりを推進するため、洪水浸水想定区域における災害危険性の高い区域約8.9haを除外します。
	田園集落紫尾第1地区計画	真壁町東山田、真壁町椎尾及び真壁町羽鳥の各一部	102.2	安全・安心なまちづくりを推進するため、土砂災害警戒区域(地すべり)における災害危険性の高い区域約1.4haを除外します。

■区域指定を指定する区域 ※市の条例に基づき、区域指定の区域を指定します。

11号区域指定の概要

- 基本的な要件
- 市街化区域(工業専用地域を除く)の外周から500mの範囲。
  - 現に概ね50戸以上(下限40戸)の住宅(市街化区域内に存するものを含む)が存在し、建築物が連たんしている区域。  
※連たんとは、建築物の敷地相互間を概ね50m未満(上限70m)の間隔で立ち並んでいること。
- 建築物の用途制限等
- 第二種低層住居専用地域に掲げる建築物の用途。
  - 敷地面積は250㎡以上(自己用住宅は200㎡以上)。
  - 予定建築物の高さが10m以下。
  - 敷地が幅員5m(自己用住宅は4m)以上の道路に接続すること。

11号区域指定の区域(1/2) ha

市街地	番号	主な所在地	面積
岩瀬	間中	11- 1 亀岡の一部	0.8
	南	11- 2 南飯田の一部	3.2
		11- 1 大月の一部	0.1
	稲	11- 2 大月の一部	0.1
		11- 3 大月の一部	0.1
		11- 4 西小塙の一部	0.4
	羽黒	11- 1 西小塙の一部	0.1
		11- 2 西小塙の一部	0.1
		11- 3 西小塙及び友部の各一部	5.6
		11- 4 友部の一部	0.2
		11- 5 西小塙の一部	0.2
		11- 6 西小塙の一部	0.2
		11- 7 友部の一部	3.2
	岩瀬	11- 1 青柳、水戸及び上城の各一部	13.3
		11- 2 岩瀬の一部	5.6
		11- 3 岩瀬の一部	5.4
		11- 4 岩瀬の一部	0.7
11- 5 岩瀬及び富谷の各一部		0.3	
11- 6 岩瀬、御領二丁目及び御領三丁目の各一部		1.3	
11- 7 鎌田の一部		2.7	

12号区域指定の概要

- 基本的な要件
- 旧区域指定の範囲(既に指定している田園集落地区計画及び上記の11号区域指定を除く)。
- 建築物の用途制限等
- 第二種低層住居専用地域に掲げる建築物の用途。
  - 敷地面積は300㎡以上。
  - 予定建築物の高さが10m以下。
  - 敷地が幅員4m以上の道路に接続すること。

11号区域指定の区域(2/2) ha

市街地	番号	主な所在地	面積
岩瀬	11- 8	鎌田の一部	0.4
	11- 9	犬田の一部	6.4
	11- 10	犬田の一部	0.3
	11- 11	犬田の一部	0.5
計	24地区		51.2
大和	長方	11- 1 高森の一部	0.6
	大和	11- 1 羽田の一部	0.7
		11- 2 羽田の一部	0.4
		11- 3 羽田の一部	0.6
		11- 4 阿部田の一部	0.4
		11- 5 阿部田の一部	2.6
		11- 6 本木の一部	2.9
		11- 7 本木及び大曾根の各一部	2.4
計	8地区		10.6
真壁	11- 1 真壁町白井の一部	0.7	
	11- 2 真壁町白井の一部	0.2	
	11- 3 真壁町白井の一部	0.4	
	11- 4 真壁町白井の一部	0.3	
	11- 5 真壁町桜井の一部	0.3	
	11- 6-1 真壁町桜井の一部	1.4	
	11- 6-2 真壁町桜井の一部	0.3	
	11- 7 真壁町亀熊の一部	0.3	
	11- 8-1 真壁町山尾の一部	2.3	
	11- 8-2 真壁町山尾の一部	1.7	
	11- 9 真壁町飯塚の一部	3.9	
	11- 10 真壁町飯塚、真壁町田及び真壁町伊佐々の各一部	5.4	
	11- 11 真壁町伊佐々の一部	0.1	
	11- 12 真壁町亀熊の一部	0.3	
	11- 13 真壁町亀熊の一部	0.1	
	11- 14 真壁町亀熊の一部	0.2	
	11- 15 真壁町亀熊の一部	0.3	
	11- 16 真壁町塙世の一部	0.2	
計	18地区		18.4
合計	50地区		80.2

12号区域指定の区域 ha

市街地	番号	主な所在地	面積
真壁	12- 1 真壁町下谷貝及び塙世の各一部	23.5	
	12- 2 真壁町塙世の一部	1.7	
	12- 3 真壁町東矢貝の一部	6.7	
	12- 4 真壁町東矢貝の一部	0.4	
	12- 5 真壁町下谷貝の一部	4.0	
	12- 6 真壁町原方の一部	0.6	
	12- 7 真壁町源法寺の一部	0.2	
	12- 8 真壁町源法寺の一部	0.7	
合計	8地区		37.8

注:上記の内容は、説明会の結果などによって、変わることもあります。